

代議員選挙規程

一般社団法人 日本金融・証券計量・工学学会

(目的)

第1条 一般社団法人日本金融・証券計量・工学学会（以下「この法人」という。）の代議員の選挙については、定款第12条の項目のほか、この規程による。

(選挙管理委員会)

第2条 会長は、代議員の選挙を公正かつ円滑に推進するため、選挙年度の2月末までに選挙管理委員会の委員として、正会員の中から2名以上を委嘱する。選挙管理委員は代議員候補以外の者に委嘱する。

- 2 選挙管理委員会は、投票期間と開票日を決定する。開票日は原則、投票日の翌日とする。
- 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員名での選挙実施通知書、投票用紙および投票用紙封入用の封筒を会員宛に送付する。投票用紙にはこの法人の印を押印する。
- 4 選挙管理委員会は、投票用紙の管理を行う。
- 5 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに会長に報告する。
- 6 選挙管理委員会は、当選者の確定後直ちに、会長と連名で本人に当選の告知を行い、就任を要請する。
- 7 選挙管理委員会は、会員に対し選挙結果を告知するため、会報に当選した代議員（以下、「被選代議員」という。）を掲載する。
- 8 選挙管理委員会の責務は、被選代議員によって開かれる会議（以下、被選代議員会）という。）の1ヶ月前までにすべて完了する。

(被選挙権および選挙権)

第3条 代議員の被選挙権者は、選挙年の1月末日現在、この法人の個人正会員でなければならない。

- 2 代議員の選挙権者は、選挙年の1月末日現在、この法人の個人正会員ないし名誉会員でなければならない。
- 3 代議員は、原則として学界、産業界および官界を含めて20名とする。

(選挙方法)

- 第4条 投票期間は、投票用紙発送から約1ヶ月間とする。
- 2 投票は、無記名とし、候補者全員を承認する、あるいは、候補者の中で「否」とする候補者を記入する、「否」とする候補者を記入した場合「否」とした候補者数を上限として代議員に投票したい個人正会員の名前を記入するという方法によるものとする。
 - 3 同一選挙人が1人の被選挙人に対し複数の投票を行うことはできない。
 - 4 無効票の判断は、選挙管理委員会が行う。

(当選者)

- 第5条 選挙管理委員会は、有効投票数のうち過半数を獲得した候補者を当選者（「被選代議員」）とする。

(就任の辞退)

- 第6条 当選を告知された者は、特別な理由のある場合、会長に辞任の辞退を申し出ることができる。
- 2 事態により欠員が生じた場合、その補充は行わない。

(新代議員の選任)

- 第7条 選挙年の8月末までに新代議員選任のための代議員会を開催する。
- 2 代議員会は第5条により被選代議員として当選したものを新代議員として選任する。

以上